

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 25 日現在

機関番号：33917

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25870877

研究課題名(和文) 人道的介入の実践における倫理/非倫理の類型化 - 奪命の倫理 探求の準備研究

研究課題名(英文) Classification of Practices of Humanitarian Interventions in the Perspective of 'Ethical / Non-Ethical': Preparation for "Ethics of Killing"

研究代表者

大庭 弘継(OHBA, Hirotugu)

南山大学・社会倫理研究所・非常勤研究員

研究者番号：00609795

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)： 人道的介入における倫理/非倫理という判断は、保護した/保護できなかった人々の数がそのまま評価されるわけではない。成功した人道的介入の場合、100万人の犠牲は実際には生じることなく、数万の犠牲のみが事実として記録される。この事実によって、人道的介入は非倫理的だと評価される恐れがある。

このアポリアを克服するための準備研究として、人道的介入の受益者たる保護される人々の視点を加味したのが本研究である。現地調査で、介入された国々の人々は介入に懐疑的で、介入されなかった国では介入に好意的だとの結果を得た。この結果を所与とし、保護される人々による、人道的介入への「コンセンサス」構築を次なる課題としたい。

研究成果の概要(英文)： Evaluation of ethical / unethical in humanitarian intervention is not always evaluated as the same as the number of people that could be protected / non-protected. If the humanitarian intervention success, there is no sacrifice of one million people by Genocide, but there is the sacrifice of tens of thousands by intervention. This fact leads the conclusion by common people that "humanitarian intervention caused the sacrifice and such an action was unethical".

As a preparation in order to overcome this aporia, this study had focused on the point of view of people who are beneficiary of humanitarian intervention. By the result of my field survey, the intervened (Congo, former-Yugoslavia) are skeptical about intervention, on the contrary, the non-intervened (Rwanda) are favorable to the intervention. Taking into this given aporia, my next challenge is the "consensus" building to humanitarian intervention by the people to be protected.

研究分野：国際政治学

キーワード：人道的介入 保護する責任 国連平和維持活動 奪命の倫理 よりマシな悪

1. 研究開始当初の背景

人道的介入や保護する責任など、近年、国際関係論において倫理が主題となっている。人道的介入を巡っては、連帯主義 (solidarism) と多元主義 (pluralism) という二つの倫理的立場が存在することは既に指摘されている。(Nicholas J. Wheeler(2000), *Saving Strangers: Humanitarian Intervention in International Society*, Oxford University Press)。

しかし、倫理を巡る国際社会の動揺についての考察は不十分である。例えば、ソマリアやボスニアの悲劇を目の当たりにし、連帯主義に基づき責任は脱領域化され人道的介入を推し進めるが、現場での失敗が転機となって、介入した国に混乱を残したまま、多元主義に基づいた責任によって再領域化され、国境で閉じられることになる(土佐弘之(2003)『安全保障という逆説』青土社)。つまり、連帯主義と多元主義といった倫理的立場は、現場の失敗につられて、介入と撤退と不介入といった「ジグザグの途」を跡付ける役割を果たしたに過ぎないといえる。

その上で、国際関係論は、人道的介入の転機となる現場での実践への視点も希薄であった。確かに2001年に提言された『保護する責任 (Responsibility to Protect)』が提起するように、悲劇に苦しむ人々を保護する、といった言明は一見わかりやすい。しかし、人々を救うために軍事介入を行うとは何を意味するのだろうか。「子供を背負った女性が、子供を背負った女性を殺そうとしているような虐殺の最中において、指揮官はどんな対応ができるのか？ 兵士は、銃を撃てるのか？ 誰に対して？」(Dallaire, R.A. (2000) "Command Experiences in Rwanda", *The Human in Command Exploring the Modern Military Experience*, Kluwer Academic Pub)という状況において、何をを行うことが正しいといえるのだろうか。

上記のような実践における倫理の問題は、人道的介入においては、普遍的に生じうる問題だといえる。というのも、目的が人道でも、マイケル・ウォルツァーが述べたように「兵士たちが付近の文民を危険にさらすことなく戦うことは、砂漠と海洋における場合を除いて、おそらく不可能である」からである。だが人道的介入の目的は人々の救出であり、救出すべき人々を害するという現実、人道的介入の正しさを損なうことになる。つまり、レトリカルな表現だが「保護すべき人々を犠牲に供する」という語義矛盾とでもいべき現実が存在し、常に介入の正当性を崩しかねない脆さが存在しているのである。

以上のように人道的介入の現場における実践の問題は重要だが、十分に検討がなされてきたとは言えない。実際、2011年のリビア介入を経て、トーマス・ワイスが「保護する責任が直面する主要な課題は、規範的合意の

形成ではなく、どのように実施するのか、である(Weiss, Thomas G.(2011) "RtoP Alive and Well after Libya," *Ethics & International Affairs*, Vol.25, no. 3 (Fall 2011), p.291)と現場の重要性に言及しているが、裏を返せば人道的介入における実践の視点が欠如していたことを示している。その上、実践の倫理については、管見の限り見当たらない。つまり実践における道義的問題は、研究開始時点では、重要な検討対象とは未だなっていなかった。「保護すべき人々を犠牲に供する」という逆説は未解決であり、保護する責任の正当性が崩壊してしまうという根本的な危険性は現在も継続していると考えた。

2. 研究の目的

上述した「保護すべき人々を犠牲に供する」という逆説を克服するため、保護すべき人々を犠牲に供してもなお正しさを主張できるための条件の探求が研究を貫く動機であり、まずは本研究で、人道的介入における奪命の倫理探求の判断材料となる倫理/非倫理的帰結の類型化を行うことを目的としていた。

また本研究は人道的介入の実践に主眼を置くが、他の現代の軍事介入をも考慮に入れる。というのも、人道的介入を含めても事例が少ないという消極的理由のみならず、「文民の保護 (protection of civilian)」が、他の軍事介入においても主題となりつつあるからである。国連平和維持活動や対テロ戦争が行われた(ている)イラクとアフガニスタンでの騒乱鎮圧作戦(以下、COIN)もまた、「文民の保護」を目的として掲げているからである。文民被害を、従来戦争遂行に伴う付随被害 (collateral damage) としていた状況と比べると大きな変化がみられる。無辜の人々の犠牲を無視して、もはや戦争を遂行することはできない。その上で、従来戦争が姿を消し、人々の保護を前面に掲げた戦争が主流となるのであれば、従来とは異なる戦争倫理、つまりは奪命の倫理が必要とされていると考えた。

3. 研究の方法

本研究は、一次・二次資料を用いた文献調査、ならびに現地でのインタビューなどの定性的研究方法を用いている。

特に重視するのが、対象となる人道危機と人道的介入への評価と看做しうる言説・吐露であり、ときに人道的介入を正当化する論理を相対化する効力を持っている。人道的介入の論理を相対化するエビデンスをヒューリスティックに抽出することで、**論理的に正当化可能な限界を抽出する研究**を行った。

4. 研究成果

(1) 倫理的条件の想定

何を持って「倫理的」とし、もしくは「正しい」と判断するのか。この問題を考えるために、まずは規範倫理学の知見を参照しよう。規範倫理学は、大きく三つの立場から「倫理」を基礎付けている。それは、帰結主義（功利主義を含む）義務論、徳倫理である。倫理学者でないため正確さにかけるかもしれないが、私の理解の範囲で、下記に人道的介入とそれぞれの倫理的立場を描写しよう。

帰結主義は、行為の結果を重視する立場であり、さらに功利主義は結果の福利の最大化を評価基準とする考え方である。確かに結果の評価基準は様々あるが、功利主義を単純に適用した数値、「保護した」人々の数や阻止した悲劇の数等は重要な評価軸となる。

義務論は、行為の意図を重視したうえで、人間が従うべき普遍的義務が存在するという立場である。例えば「人を殺すな」といった義務がこれに該当するという。これは日常において我々が当然視する義務である。では人道危機に対処する人道的介入のような特殊な状況ではどうであろうか。狭義の義務論からは、誰かの犠牲を前提とする人道的介入は拒絶されるかもしれない。だがポール・リクール（Paul Ricoeur）のように、「苦しみはそれを見たものに責任を与える」（90年代のユーゴ内戦に際し）と介入の責任もしくは義務を提唱する論者もいる（ここでの主張は、リクールが責任を提示している点にあり、リクールを義務論者と分類しているわけではないことを明言しておきたい）。

ここで、帰結主義と義務論とに絡む重要な概念が、二重結果（double effect）論である。人道的介入でそもそも意図する帰結は多くの人々の保護であるため、一部の民間人犠牲といった意図せざる帰結については責任が限定されるという考え方である。二重結果論は、義務論は行為の意図を重視すること、また帰結をも取り込んだ考え方であるため、現代にもおいても、戦闘における民間人の付随被害を正当化する論拠となっている。

徳倫理は、上記二つと趣を異にし、最も徳が高い人であればどう行動するか、を基準にする考え方である。徳倫理研究者からは異論もあるだろうが、たとえば虐殺の現場で、たとえば命令に反してでも、個人的な勇気を発揮して人々を救出する、といったことが考えられよう。

さて、これら倫理的観点は、調査開始前の段階でも、幾つかの限定を付さねばならないものであった。第一に倫理的観点はそもそも、個人に焦点を当てた立場といえ、集団や国家の行動の判定にそぐわない点が生じてしまう。例えば、功利主義で重視する帰結も、その評価軸によって正反対の評価を下すことになる。自国の軍隊の兵士は、自国の防衛のために生命を賭すことを誓約させたものであって、他者の生命ではない。であれば、

自国兵士の犠牲を伴う介入は、選択肢として不適当という判断も成立する。逆に、国連当局者など国家とは異なる枠組みに依拠するものにとっては、自国兵士と被介入国の人々に「道徳的な差異」はなく、単純に犠牲の多寡で評価を下すことができるかもしれない。第二に、この点が最も重要だが、人道的介入の受益者は非介入国の人々であって、介入側の功利計算や義務などに依拠するだけの倫理では、本来重視すべき保護される人々の意志が抜け落ちてしまっている、という点である。この受益者の視点は、当初本研究に欠けていたものであったが、研究を進めるにつれ、介入の実践者のみならず介入の受益者の視点をも重視するものへと力点を変更した。

ところで、倫理的立場をどう取り扱うべきか。報告者の私見だが、倫理的立場はあくまで出発点であり、そこから議論が出発すると考えている（そうでなければ、そもそも倫理学という学問的探求そのものが不要となってしまう）。限界があることも含めて、出発点となる。

そこで、人道的介入論に組み込むべきものとして、介入実践者の視点のみならず、抜け落ちた主体と多様な評価軸を抽出するべく現地調査を行った。次節において、その概要を、現地調査で聴取した人道的介入に対する保護される人々の議論を紹介したい。

(2) 現地調査の概要

マスメディアが発達した現代において、悲劇の現場からの声は、ニア・リアルタイムでグローバルに伝達される。その中でも、自然災害も悲劇だが、人間が引き起こす災害であるがゆえに人道悲劇ほど不条理さを感じさせるものは存在しないだろう。100年前であれば、届くこともない声が、現代では喫緊の問題として認知されている。さらにその声に反応する一般の人々の声は、さらに無視できないものとして聞こえてくる。特に先進国においては、有権者の声として、政治への圧力となるからであり。だが、現地の声はどのようなであろうか。

本節では、三カ国の事例を紹介したい。その三カ国とは、ルワンダ、コンゴ、旧ユーゴ（旧ユーゴは現存せず、正確な訪問国はボスニア、セルビア、コソヴォの三カ国となるが、便宜上「国」として用いる）である。

ルワンダでの調査の結果、表層的には、人道的介入に対する渴望とも呼ぶべき状況を見出すことができた。この理由は、そもそもルワンダに人道的介入が行われず、ジェノサイドが放置されたからである。それゆえ、人道的介入が必要である、との意見は、一般的になっているといってよい。ただし、この見解は、二点ほど留保が必要である。第一にルワンダの8割を占める多数派のフツは、ジェノサイドの加害者側である。自分たち自身の殺害を伴う介入を要望しているとは信じがたい。現政権は、グッド・ガバナンスと評価

が高いことは事実だが、少数派のツチ主導による権威主義的政権であり、民衆の率直な意見表明が著しく困難な状況でもある。第二に、ルワンダ人の気質である。ルワンダ人は、一般的に非常に寡黙であり、たとえば隣国のコンゴ人が多弁であるのに対して、本音をなかなか明かさない。それゆえ、本心からの意見かどうか判断が大変難しい場面もあった。確かにルワンダは、ジェノサイドの際に国際社会に見捨てられているため、介入の必要性を強調する主張は整合性があるが、将来の人道的介入に対する意見は、今後詳細に検討する必要があるだろう。

コンゴでの調査の結果では、国連を象徴とした先進国（国際社会とは認識されていない）に対する失望が蔓延していることが確認できた。それは、「先進国の人間がどこにいる？ キンシャサのクーラーが効いたオフィスだ、コンゴの資源が欲しいから来ている」（キンシャサの弁護士）、「PKO が何をしているか知らないけど、よくナイトクラブでナンパしてくる」（キンシャサ大学の女子学生）といった声などからも伝わってきた。量的調査ではないので厳密ではないが、30人ほどインタビューした中で、少しでもPKOを擁護した人はわずかに2人であったことも印象深かった。なお調査場所は、紛争地域であるコンゴ東部から1,500kmも離れた安全なキンシャサであるという留保はあるが、PKOへの反発は非常に大きいとの印象を受けた。また滞在中の新聞記事は、PKOが民間人2名を誤射したという記事が一面トップであった。

旧ユーゴは、ボスニアとセルビアで国際社会に対する不信の声が聞かれた一方で、コソヴォでは国際社会に対する、さらなる支援要求と紙一重の賛成の声が聞こえた。ボスニアではPKOについて「サーカス(circus)」という表現が耳に残り、セルビアではICTYの調査官から自分が受けた損害について「ささいなこと(trivial)」といわれたという反発が聞こえた。一方、コソヴォにおいては、国際社会のおかげで独立できた、とする声が強いの。コソヴォ内務省とコソヴォ治安軍といった公的機関は言うまでもない。加えて、1999年のコソヴォ紛争で実際に迫害を受け命からがら脱出した男性は、約2時間もの独白を通じて、自分自身の体験をもとに、さらなる介入を必要だと述べていた。

これら調査の結果を要約すると、介入がなかったルワンダと実際に凄惨な体験をしたコソヴォでは介入の必要性が強調され、介入されたコンゴと旧ユーゴでは介入に対する反発が不信感が強調される結果となった。つまり、自分たち自身の体験が、人道的介入全体に対する評価の参照点となっている。

(3) 人道的介入における政治倫理的課題

研究開始当初の背景で述べたように、人道的介入の評価は、介入の結果を受けて、評価が二転三転する。この点は、保護される人々

から見た評価でも、結果や体験を受けて正反対の評価が下されるとい、同様の傾向があることが確認された。

倫理的観点に戻ろう。現地調査の結果を受けて、規範倫理学のそれぞれの観点からどういった問題を導出することができるだろうか。

第一に帰結主義(含功利主義)の限界である。上記三カ国において、まずもって指摘すべきは、介入/不介入の結果への率直な感想が判断の基盤になっていることであった。介入されなかった国は、その結果として生じた犠牲の経験に基盤をおいている。ルワンダはその典型である。逆に介入された国は、**介入の結果未然に防いだ犠牲があるかどうかに関わらず、介入によって生じた犠牲に焦点を当てる傾向にある**。その結果、イブセンの戯曲と同じく、実際には多くの人々を救う帰結をもたらすにもかかわらず、『人民の敵』として逆の評価を受けることになる。功利主義的に考えれば介入は、「正しい」行為かもしれないが、政治学的に考えた場合の介入は、混乱とその後の行為規範を、反対の方向にフレーミングしてしまう効果を持つてしまう。逆もまた然りである。

また、この問題は、義務論的判断にも関わってくる。ポール・リクールが「苦しみはそれを見たものに責任を与える」を端的に表現すれば「知ることが責任を生み出す」となるが、知ることが責任を生むにしても、それで義務の全てを説明できるわけではない。倫理学一般の標語である「すべきはできるを含蓄する(should implies responsibility)」を満たす保証はないからである。人道的介入をするべき、という主張は、人々を保護することができる、ことが含蓄されていなくてはならないのである。人道的介入への「善きサマリア人の法(Good Samaritan law)」の適用も考えうるが、コンゴでのPKOへの反発のように、結果と関係なく、そもそも「善きサマリア人」ではない、と大きな反発を受ける可能性がある。また、人道的介入は、その効果として付随被害を考慮せざるを得ないため、義務論が禁止する人間を道具視するという問題も孕んでしまうことになる。

第三に徳倫理の発揮の場面である。人道的介入における徳倫理の発露は、現場の軍人によってなされる場面が想定される。残念なことに、人道的介入の実際の場面においては、不徳とされた事例の方がよく思い浮かぶ。例えば、1995年7月のスレブレニツァでの事件である。国連が保護する安全地域(safe area)スレブレニツァは、国連平和維持軍に参加していたオランダ部隊によって防護されていた。しかしこのスレブレニツァにボスニア・セルビア軍が侵攻し、オランダ軍は、ほぼ抵抗せず(できず)降伏し武装解除された。その日から、ボスニア・セルビア軍は、約8000人とも言われる虐殺を行ったとされている。この「虐殺」という「結果」に対して、国際

社会のみならずオランダ国内からも激しい非難が、ボスニア・セルビア軍のみならず、防護していたオランダ部隊に対しても巻き起こった。オランダの有名な哲学者が、オランダ部隊を「恥 (shame)」と批判し、当該部隊の指揮官は身の危険を感じスペインに移住を余儀なくされ、また当該部隊に所属していた約 300 人のうち、2002 年段階で 10 名以上が自殺している。一般的にも、多くの学術書でも、スレブレニツァ虐殺におけるオランダ部隊の行動は、不徳な行為だと判断されているとよい。しかしこのオランダ部隊が、セルビア軍に反撃していたならば、仮に撃退できたとしても、民間人に多くの犠牲を強いたことが予想される。それでも、反撃は有徳である、と評することができるだろうか。おそらくは逆の評価になったであろうと、報告者は考えている。

(4) 研究の成果と課題

介入の受益者の人道的介入に対する意見は、これまでみてきたように、振り子のように揺らぐ性質を帯びている。一般的に、倫理感覚は揺らぐのである。倫理学者たちは唯一の倫理が存在しうると主張するかもしれないが、実際のところ、介入を是とする倫理学者と否とする倫理学者の双方が存在し、それぞれが直前の介入の「結果」を受けて、声の大きさが変わってしまうことなどを考えると、介入される人々の視点も、同じようなものにならざるを得ないのかもしれない。

しかしながら同時に、現代政治の大前提は被治者の同意である。過去の権威的体制のように人々を啓蒙するというのではなく、たとえ未熟に見えたとしても、人々自身で決定するというプロセスこそが重視されるべきである。そう、いままでの人道的介入研究は、国連内部や各国政府や介入する軍隊といったアクターに焦点を当ててきたが、これは問題解決のための、パズルのピースの数を過小に見ていたのかもしれない。最も重視されるべき保護される人々は、あまりに多数にのぼるため、抽象的な人々という語に集約されてきた。

だが、人々という一語に単純化してきたため、大きな問題を胚胎してきたのではないだろうか。かつてのように権力者だけに焦点を当てていた時代であればそれでよかったかもしれないが、現代の政治は、莫大な数にのぼる多様性を前提に進められる必要がある。

報告者は、本研究をもとにした国際共同研究加速基金を助成いただくこととなった。この研究費をもとに、介入の受益者の「コンセンサス」を導出することを企図している。この「コンセンサス」は、科学技術社会等で主題となっている「コンセンサス会議」を念頭においており、合意を強制するものではなく、問題点や論点についての合意をも含意している。

この試みをつうじて、より幅広い人々が関

与できる人道的介入の意志決定・意見表明を模索するものである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

大庭弘継「規範の軋轢 リビア介入後の 4 年間における保護する責任と文民保護の動向」『グローバル・ガバナンス』第 2 号、pp.30-47、2015 年 12 月

大庭弘継「保護する責任と補完性原理の親和性と問題点：マイケル・シーゲル氏の指摘をもとに」『社会と倫理』第 30 号、pp.47-59、2015 年 11 月

〔学会発表〕(計 4 件)

大庭弘継「未完に終わる『責任』 思惑のズレ」グローバル・ガバナンス学会第 6 回研究大会部会 (共通テーマ「保護する責任」をめぐり国際社会の論理と現地の論理 紛争対応のグローバル・ガバナンスの模索)、2015 年 4 月 18 日、南山大学

大庭弘継「最終手段としての人道的介入 不確実性と切」日本政治学会 2014 年度研究大会分科会 D 3 (共通テーマ「政治的判断と時間の断層 尖鋭化するセキュリティタイゼーションをめぐって」)、2014 年 10 月 12 日、早稲田大学

大庭弘継「不可避の犠牲：国際政治学のリアリストの立場から」応用哲学学会第 6 回大会シンポジウム (統一テーマ「戦争における民間人保護の論理：現代の戦争にどう向き合うか?」)、2014 年 5 月 10 日、関西大学

大庭弘継「平和維持のダブル・バインド 対立する二つの『民間人保護』」日本平和学会 2013 年秋季研究集会 (軍縮・安全保障分科会)、2013 年 11 月 9 日、明治学院大学

〔図書〕(計 1 件)

高橋良輔・大庭弘継編『国際政治のモラル・アポリア：戦争／平和と揺らぐ倫理』(ナカニシヤ出版、2014 年 6 月) (直接の執筆は以下の通り。小松志朗・大庭弘継「第 1 章 人道的介入：避けられない非人道性」pp.21-59(39p.)、千知岩正継・大庭弘継「第 2 章 対テロ戦争：終わりが遠ざかる戦争」pp.60-96(37p.)、大庭弘継「第 4 章補論 太平洋戦争という悲劇：パラドクスとアイロニー」pp.158-168(11p.)、大庭弘継「終章 モラル・アポリアとの対峙」pp.327-341(15p.)

〔その他〕

寄稿

大庭弘継「コンゴ訪問記」、『時報しゃりんけん』第 7 号、38-43、2014 年

6 . 研究組織

(1)研究代表者

大庭弘継 (OHBA, Hirotsugu)

南山大学・社会倫理研究所・非常勤研究員

研究者番号：00609795